

流通科学大学 リサーチレター No.20

「減損手続きにおける資産の
グルーピングについての考察」

流通科学大学商学部准教授 島田 奈美

2014年3月

流通科学大学学術研究会

〒651-2188 神戸市西区学園西町3丁目1番

TEL : 078-794-2130 FAX : 078-797-2261

減損手続きにおける資産のグルーピングについての考察

A Study on Grouping of Fixed Assets in Impairment Accounting

島田 奈美*

本稿では、減損会計における手続きの中で、資産のグルーピングに着目し、資産のグルーピングに関する会計規制と手順を説明し、それに基づき設例を作成し、業種別の処理方法や特徴、共用資産やのれんの取り扱いについて考察を行った。設例を考察する上で、企業の管理会計や投資意思決定と整合性のある事を重視した結果、資産のグルーピングの手順は同じであっても業種別の特徴が見られた。

キーワード：減損会計、資産のグルーピング、固定資産、のれん

I. はじめに

我が国の減損会計における議論は、バブル崩壊後、長引く景気低迷による企業業績の悪化、会計基準の国際的調和化¹⁾への進展の最中であった事を背景に、1999年12月に企業会計審議会の第一部会で取り上げられ、多くの議論が繰り返された。その後、2002年8月の「固定資産の減損に係る会計基準」(以下、減損会計基準)、2003年10月の「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(以下、適用指針)の公表により減損会計実施への下地が作られ、2005年4月1日以降開始される事業年度より強制適用されることとなった。

岡崎(2011)²⁾の調査によると、2010年度の東京証券取引所の1部上場企業のうち多くの企業が何らかの形で減損に関する処理(のれんの減損等も含む)を行っており、固定資産の減損会計は日本の会計実務に定着しているとの認識がされている。しかし、減損会計適用による企業の業績に及ぼす影響は未だ決して小さくはない。

減損会計は、減損の兆候の認識から減損損失の測定までの手順が複雑であるが、その中でも最初に行われる資産のグルーピングに着目したい。なぜなら、企業が適用する資産のグルーピングの方法により、その後続く減損の認識の判定及び減損損失の測定額に大きく影響を与えるからである。本稿では、減損会計の手続きの中でも資産のグルーピングの方法に着目し、企業の管理会計や投資意思決定と整合性のある資産のグルーピングについて、対象とする資産別、業種別に分けて検討していく。

II. 固定資産の減損会計

減損会計は、固定資産が収益性の低下により投資額の回収が見込まれなくなった状態において、一定の条件の下で回収可能額まで帳簿価額を切り下げる会計処理である。

固定資産の減損会計のプロセスは図1のように①資産のグルーピング、②減損の兆候の認識、③減損損失の認識、④減損損失の測定に大別され、①から順に進められていく。これらのプロセスのうち、本稿では

*流通科学大学商学部、〒651-2188 神戸市西区学園西町3-1

最初に行われる資産のグルーピングについて、規定に定められている資産のグルーピングの方法と実務上適用されている方法について調査していく。

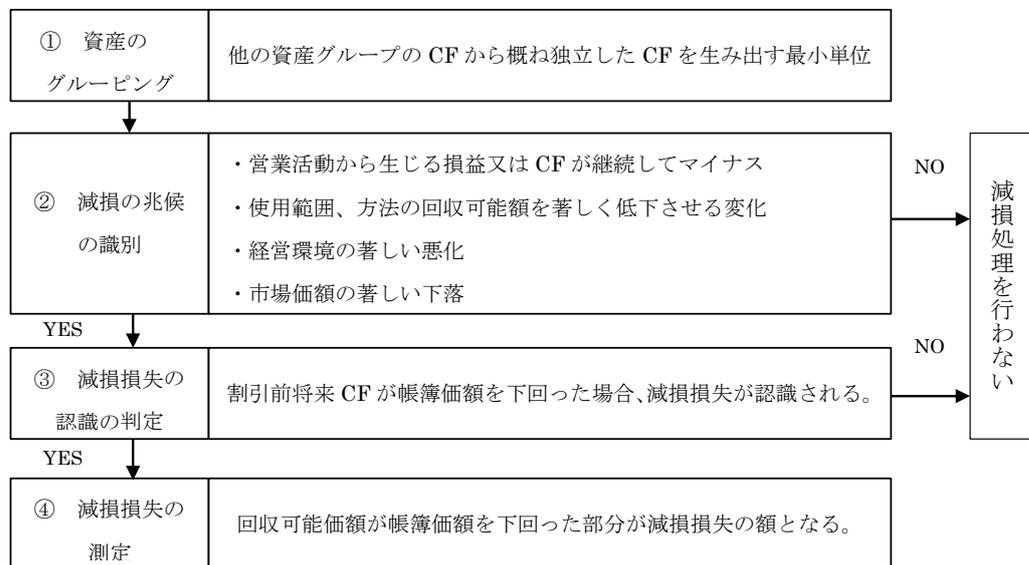


図 1. 減損会計の手続き（出所：筆者作成）

Ⅲ. 資産のグルーピング

通常の企業活動では、個々の資産ごとにキャッシュ・フローを生み出すのではなく、複数の資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す事が多い。したがって、減損会計のプロセスにおいて、まず合理的な範囲で独立したキャッシュ・フローを生み出す単位にグルーピングを行う必要がある。グルーピングの実施方法により、減損の兆候の有無が大きく左右され、また減損の兆候が認められた場合においても、実際に計上される減損損失の金額が大きく異なってくることから、資産のグルーピングの重要性は手続き全体の大きな部分を占めるといわれている。

資産のグルーピングについて、減損会計基準および適用指針に次のように規定されている。

減損会計基準二. 6「資産のグルーピング」
(1) 資産のグルーピングの方法
減損損失を認識するかどうかの判定と減損損失の測定において行われる資産のグルーピングは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行う。
(2) 資産グループについて認識された減損損失の配分
資産グループについて認識された減損損失は、帳簿価額に基づく比例配分等の合理的な方法により、当該資産グループの各構成資産に配分する。

本稿では、資産のグルーピングの方法について議論していくので、上記規定のうち主に(1)について考えていく。(2)については共用資産およびのれんの議論について必要に応じて扱っていくことにする。

適用指針第 7 項において、企業は資産のグルーピングを経営の実態が適切に反映されるよう配慮して行

うとしている。なぜなら、様々な事業を営む企業における資産のグルーピングの方法を一義的に示すことは困難であり、実務的には、管理会計上の区分や投資の意思決定を行う際の単位等を考慮してグルーピングの方法を定めることになるからである。よって、適用指針ではグルーピングの際に考慮すべき点を次のように示している。

① 収支は必ずしも企業の外部との間で直接的にキャッシュ・フローが生じている必要はなく、例えば、内部振替価額や共通費の配分額であっても、合理的なものであれば含まれる。

② 継続的に収支の把握がなされているものがグルーピングの単位を決定する基礎になる。このため、収支の把握が、通常は行われていないが一時的に設定される単位について行われる場合は該当しない。

③ 例えば、賃貸不動産などの一つの資産において、一棟の建物が複数の単位に分割されて、継続的に収支の把握がなされている場合でも、通常はこの一つの資産がグルーピングの単位を決定する基礎になる（適用指針第7項(1)）。

また、企業が①と②のグルーピングの単位を決定する基礎から生じるキャッシュ・イン・フローが、製品やサービスの性質、市場などの類似性等によって、他の単位から生じるキャッシュ・イン・フローと相互補完的であり、当該単位を切り離れたときには他の単位から生じるキャッシュ・イン・フローに大きな影響を及ぼすと考えられる場合には、当該他の単位とグルーピングを行うとしている（適用指針第7項(2)）。

IV. 資産のグルーピングのプロセス

1. 事業用資産について

資産のグルーピングは、減損会計基準二.6 で示されているとおり、他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行うこととされているが、適用指針に示されるように、実務的には、管理会計上の区分や投資に意思決定を行う際の単位を考慮してグルーピングが行われる。

適用指針では、最初の手順として、企業は、資産と対応して継続的に収支の把握がなされている単位を識別し、グルーピングの単位を決定する基礎とするものとしている。

一般に、管理会計上の区分は、事業別、製品別、地域別などの区分を基礎として行われていると考えられるが、継続的に収支の把握がなされている単位は、予算や業績評価の単位より小さい場合もある。収支の把握は、必ずしも現金基準に基づくものではなく、発生基準に基づく損益の把握でもよい³⁾。また、賃貸ビルや小売用店舗のように、資産の利用とキャッシュ・フローが直接的に関連づけられやすい資産については、当該資産ごとに継続的な収支の把握が行われている場合が多い。

さらに、適用指針では、資産のグルーピングの単位を決定する基礎は、原則として、小さくとも物理的な1つの資産になると考えている。これは、固定資産の減損会計は、資産を対象とするため1つの資産において、継続的に収支の把握がなされている単位が複数存在する場合でも、1つの資産を細分化して減損処理の対象とすることは適切ではないと考えられることによる。例えば店舗や工場など物理的な1つの資産において継続的に収支の把握がなされている単位がグルーピングの単位を決定する基礎となる。ただし、物理的な一つの資産でも仕様が異なる等のため、複数からなる資産と考えられる場合もある。これには、商業ビルにおいて仕様が異ならなくとも、自社利用部分と外部賃貸部分とが長期継続的に区分されるよう

な場合も含めることができるものと考えられる。なお、事業の種類や業態によっては、当該資産から生じるキャッシュ・イン・フローが他の資産から生じるキャッシュ・イン・フローと相互補完的であるため、管理会計上も合理的な内部振替価額を用いて収入の把握を行うことが困難な場合がある。また、当該資産に係るキャッシュ・フローに見積要素が極めて多いため、管理会計上、資産ごと又は複数の資産をまとめた単位では継続的な収支の把握に意義を見出せない場合がある。このような場合、企業の継続的な収支は、当該事業を行っている大きさでしか把握されていないことがあるが、管理会計上の目的や効果から合理性を有するものに限られることに留意する必要がある（適用指針第 70 項(1)）。

次に、企業は前の手順で決定したグルーピングの単位を決定する基礎から生じるキャッシュ・イン・フローが、製品やサービスの性質、市場などの類似性によって、他の単位から生じるキャッシュ・イン・フローが相互に補完的な影響を及ぼしあっているかを確認する必要がある。なぜなら、その単位を切り離れたときに他の単位から生じるキャッシュ・イン・フローに大きな影響を及ぼすことがあるためである。このような場合には、当該単位を切り離すことにより、企業の実態を適切に反映しない結果となることが考えられるため、これらの複数の単位をグルーピングすることが適当である（適用指針第 70(2)）。

2. 処分が決定された資産及び廃止が決定された事業に係る資産

取締役会や常務会等（以下「取締役会等」という。）において、資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を行い、その代替的な投資も予定されていないときなど、これらに係る資産を切り離しても他の資産又は資産グループの使用にほとんど影響を与えない場合がある。このような場合に該当する資産のうち重要なものは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として取り扱う（適用指針第 71 項）。

将来の使用が見込まれていない遊休資産も、資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を行った資産と同様の趣旨で、通常、当該遊休資産を切り離しても他の資産又は資産グループの使用にほとんど影響を与えないため、重要なものについては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として取り扱う（適用指針第 72 項）。なお、企業が将来の使用を見込んでいる遊休資産は、その見込みに沿って、グルーピングを行うことになる（適用指針第 9 項）。

3. 連結上のグルーピングの見直し

個別財務諸表上は、資産のグルーピングが当該企業を超えて他の企業の全部又は一部とされることはないが、連結財務諸表においては、連結の見地から、個別財務諸表において用いられた資産のグルーピングの単位が見直される場合がある。これは、管理会計上の区分や投資の意思決定を行う際の単位の設定等が複数の連結会社（在外子会社を含む。）を対象に行われており、連結財務諸表において、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位が、各連結会社の個別財務諸表における資産のグルーピングの単位と異なる場合をいう（適用指針第 10 項）。

V. 資産のグルーピングの例（業種別）

第IV節において示した資産のグルーピングの手順について、いくつかのカテゴリーに分けて具体的な設例を考え、それぞれの特徴について検討する。適用指針第 7 項において、企業は資産のグルーピングを経営の実態が適切に反映されるよう配慮して行うこととしており、その趣旨に沿って業種別に検討していく。

1. 製造業

製造業の場合、工場、機械装置などの生産設備が一体となって半製品及び製品を生産し、その製品を販売することによってキャッシュ・フローが生じる。また、1つの工場が1つの製品を原料から完成品までの工程すべてを請け負うケースはまれであり、各工場間で相互補完する事により1つの製品を完成させ、各工場の中で複数の生産ラインが稼働し、管理会計上明確な区分が困難な場合が一般的なケースとして想定される。

適用指針では、資産のグルーピングを行う手順を設例で3種類示すことにより、実務的な判断に役立てようとしている。

設例 1-1 製造業－機能別の区分を基礎にした資産のグルーピング

設例 1-2 製造業－製品別の区分を基礎にした資産のグルーピング

設例 1-3 製造業－地域別の区分を基礎にした資産のグルーピング及び転用等

しかしながら、一定規模以上の会社であれば、設例 1-1 から 1-3 までの要素をすべて含んでいることが考えられるため、それを個別に例示して説明することは仕組みとして理解する場合には役立つが、すべてを考慮したケースを想定する方がより実態に近づけると考えた。よって本稿では、複数機能（工場）を所有し、複数製品を製造販売し、複数地域で営業所を展開するケースを考える。

設例 1. 製造業における資産のグルーピング

A 社は、製品 a と製品 b の製造・販売を行っており、その事業所は全国展開している。A 社は、本社（自社所有）の他に、B、C、D、E の地域に営業所（自社所有）を設置している。工場は F 社（F 県）と G 社（G 県）の 2 カ所であり、それぞれ連結子会社である。F 社は製品 a を、G 社は製品 b をそれぞれ製造し、A 社に販売している。A 社は製品 a および製品 b を一括で仕入れ、顧客に直送している。各地域の営業所は製品の営業活動を行うのみで、商品代金の処理は A 社が行っている。A 社の管理会計上の単位は地域ごとである。なお、E 県には D 社の営業所の他、E 県のある会社を買収した連結子会社 E 社があり、製品 a のみ販売を行っている。なお、A 社の連結上の事業セグメントは製品 a および製品 b で区分されている。

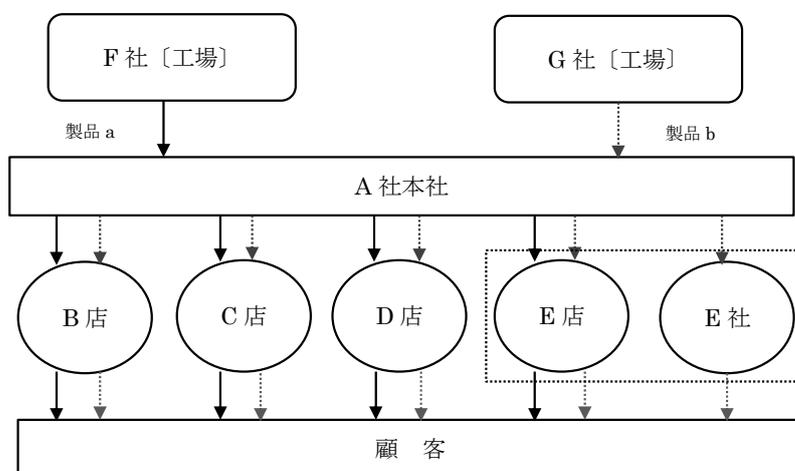


図 2. 製造業における資産グループの例（出所：西田(2005)を参考に作成）

〈考察〉

まず、第IV節でも説明したように、営業所や工場などの資産と対応して継続的に収支がなされている単位を識別し、グループの単位の基礎とする。継続的に収支が把握されているのは A 社の管理会計上の単位である営業所であり、営業所がグルーピングの単位を決定する基礎となる。次に、決定したグルーピングの単位の基礎から生じるキャッシュ・イン・フローが、製品やサービスの性質、市場などの類似性によって、他の単位から生じるキャッシュ・イン・フローが相互に補完的な影響を及ぼしあっているかを確認する必要がある。

全営業所で扱っている製品は同一であるが、各営業所は地理的に離れており、各営業所の単位を切り離れたときに他の地域から生ずるキャッシュ・イン・フローに大きな影響を及ぼさないと考えられるので、各営業所の単位が資産グループとなる。本社の A 社は営業所、連結子会社すべての活動に関係するため、共用資産⁴⁾となる。

続いて連結上のグルーピングの見直しを行う。F 社と G 社は自社工場でもって製品を生産し、A 社に供給しており、継続的に収支の把握がなされている。よって、F 社と G 社はグルーピングの単位を決定する基礎となると考えられる。さらに、F 社と G 社が切り離された場合に他の単位のキャッシュ・イン・フローに大きな影響を及ぼさないで、F 社と G 社はグルーピングの単位となる。よって、連結上のグルーピングの見直しは行わない。

E 社については、近隣に E 営業所があり、同一製品 a を販売している。よって、E 社が切り離されると E 営業所のキャッシュ・イン・フローに大きな影響を与えると考えられるため、E 営業所および E 社は 1 つの資産グループの単位となり、連結上のグルーピングの見直しが行われる。

2. 建設業・不動産業

建設業の場合、資産のグルーピングの単位は工事現場ではなく、地域ごとに設けられた営業拠点がグルーピングの単位となる。なぜなら、各工事現場で独立したキャッシュ・フローを生み出したとしても、工事を完成させた後には解散することになり、複数期間にわたって減損の兆候を確認する必要があるにもかかわらず、継続的に損益管理を行わない工事現場をグルーピングの単位にするのは適当ではないからである。よって、支店や営業所といった営業拠点がグルーピングの単位となる。

不動産業は不動産販売業と不動産賃貸業に大別することができ、それぞれにグルーピングの方法が異なる。不動産販売業は損益管理を行っている最小の単位である支店などがグルーピングの単位となる。不動産賃貸業は販売業と同様に損益管理を支店などで行っているが、一般的には物件単位でも損益管理を行っていることから、物件が最小のグルーピングの単位となる。不動産販売及び賃貸業の双方を行っている会社は、通常、支店内部で販売業と賃貸業を区分して損益管理と行っており、販売業は支店単位、賃貸業は物件単位に区分される。本社や支社、福利厚生施設などは共用資産として把握される。共用資産は他の業種でも取り扱うため、詳細は別途説明することにする。

設例 2. 建設業・不動産業における資産のグルーピング

総合不動産業を営んでいる H 社（自社所有）は、不動産の販売、賃貸及び建設を行っており、その支店及び営業所は複数地域に展開している。I 支店は主に文化施設や商業テナントビルの建設を行っている。J 支店は不動産の賃貸事業部と販売事業部から成り立っている。賃貸事業部では賃貸ビルを 1 棟ごとに損

益管理を行っている。共用資産は本社及びI支店、J支店の賃貸事業部・販売事業部の両間接部門で使用している資産以外にはない。

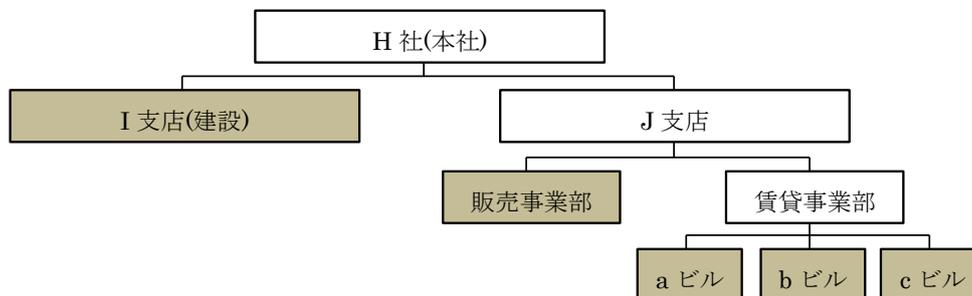


図3. 不動産業における資産グループの例（出所：筆者作成）

〈考察〉

建設業・不動産業においても製造業と同様、まず営業所などの資産と対応して継続的に収支がなされている単位を識別し、グループの単位の基礎とする。継続的に収支が把握されているのは、I支店及びJ支店管轄下にある販売事業部であり、賃貸事業部は各賃貸ビルがグルーピングの単位を決定する基礎となる。次に、決定したグルーピングの単位の基礎から生じるキャッシュ・イン・フローが、製品やサービスの性質、市場などの類似性によって、他の単位から生じるキャッシュ・イン・フローが相互に補完的な影響を及ぼしあっているかであるが、I支店、J支店は業態が異なることや地理的に離れていることから、各支店の単位を切り離れたときに他の地域から生ずるキャッシュ・イン・フローに大きな影響を及ぼさないと考えられ、J支店の販売事業部と賃貸事業部、各賃貸ビル間においても同様にキャッシュ・イン・フローに相互補完的な関係はないため、それぞれを資産グループとする。本社のH社は支店から販売事業部・賃貸事業部すべての活動に関係するため、共用資産となる。

3. 商業（卸売・小売業）

商業とは生産者と需要者の間に立って商品を売買し、利益を得ることを目的とする事業であり、具体的には卸売業・小売業を指す。卸売業には、製造会社から商品を調達すると同時に、販売経路を開拓し小売業者に販売する①調達・販売機能、仕入れた商品を保管、包装加工、仕訳を行った上で小売業者へ配達する②物流機能、消費者からの代金の回収を待たずにまとまった金額を製造会社に供給する③金融機能、最終的に商品の売れ残りリスクを負担する④危険負担機能等がある。小売業には、売買取引による①価格形成機能、商品を仕入れてから消費者に提供するまでの②保管・物流機能、消費ニーズに適合する品揃えを行う③品揃え機能、④金融機能、⑤危険負担機能等がある。卸売業・小売業共に食品、衣料品、機械、電気機器等多岐にわたってこうした機能を担っている。

減損会計基準における資産のグルーピングは、他の資産グループのキャッシュ・フローから独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として定めている。よって、管理会計上用いられる単位が資産グループとして設定される。卸売業と小売業では一般的に業態に応じ事業別、商品別、地域・支社別に損益管理を行うため、資産のグルーピングもこれに従う。

設例3. 卸売業における資産のグルーピング

卸売業を営むK社は、営業店舗（すべて自社所有）を関西、四国及び九州に展開しており、本社及び

各支店で複数の事業(i、ii、iii)の全部または一部を行っている。本社である K 社ではすべての事業を行っているが、関西及び四国支社では事業 i および ii を、九州支社では事業 i のみを行っている。なお、K 社の管理会計上の損益管理は営業店舗ごとに行っている。

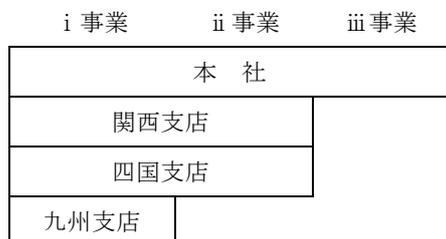


図 4. 卸売業における資産グループの例 (出所：筆者作成)

〈考察〉

本設例は本社を含む 4 つの営業店舗と 3 つの事業をもつ卸売業を示しており、複数の事業が各店舗にまたがって全部ないし一部展開されている。この場合、継続的に収支が把握されているのは、各営業店舗または各事業であるが、原則として、1 棟の建物のような物理的な 1 つの資産が複数に分割されてグルーピングされることはない(減損適用指針第 7 項(1) ③)ため、営業店舗単位のグルーピングのほうがより適切である。次に、決定したグルーピングの単位の基礎から生じるキャッシュ・イン・フローが、他の単位から生じるキャッシュ・イン・フローが相互に補完的な影響を及ぼしあっているかであるが、各営業店舗で同じ事業が展開されていたとしても、営業店舗間で競合しないようにエリアが分けられていることから、ある営業店舗を切り離れたとしても、他の営業店舗のキャッシュ・イン・フローに大きな影響を与えないことから、各営業店舗が資産グループの単位となる。本社の K 社は各営業店舗すべての活動に関係するため、共用資産となる。

設例 4. 小売業における資産のグルーピング

L 社では、営業店舗(すべて自社所有)を東北と関東に展開しており、小売業を営んでいる。東北地区と関東地区にはそれぞれ 2 つの店舗(a~d 店)と物流センターが存在する。各営業店舗は本社が集中購入した商品を社内価格で仕入れ、独自の判断で販売をしている。ちなみに商品は物流センターから各店舗に輸送されるが、物流センター自体は独立して損益管理をしているわけではない。なお、L 社の管理会計上の損益管理は営業店舗ごとに行っている。

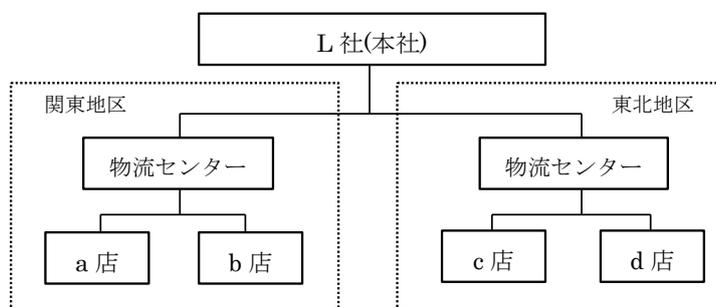


図 5. 小売業における資産グループの例 (出所：白田・本田(2004)p.133 を参考に作成)

〈考察〉

L 社における営業所などの資産と対応して継続的に収支が把握されている単位は営業店舗であると考

えられ、それぞれがグルーピングの単位を決定する基礎となる。次に、決定したグルーピングの単位の基礎から生じるキャッシュ・イン・フローが、他の単位から生じるキャッシュ・イン・フローが相互に補完的な影響を及ぼしあっているかであるが、同じ地域内であったとしても、各店舗で継続的に損益管理をしており、一般的にはそれぞれの営業店舗を切り離しても、他の営業店舗のキャッシュ・イン・フローに大きな影響を与えないと考えられるため、各店舗は資産グループの単位となる。本社の L 社は各営業店舗すべての活動に関係するため、全社の共用資産となり、物流センターについては各地域の共用資産となる。

VI. 共用資産及びのれんの取り扱い

第V節では業種別に資産のグルーピングの方法について検討してきた。その中で、複数の資産グループの活動に影響を与えるために特定の資産グループに識別できない資産も存在し、それについても検討する必要がある。このような資産にはのれんも含まれるため、本節では共用資産とのれんについてグルーピングの方法を検討していく。

1. 共用資産の取り扱い

共用資産は複数の資産グループなどの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産の内、のれん以外のもの（減損会計基準注解 1(5)）と定義される。具体的には、本社ビル、試験研究施設、研修施設、福利厚生施設等であり、これらは全社的なキャッシュ・フローの生成に寄与するものとして共用資産に該当する。また、地域を統括する支社や地域ごとの物流センターは全社的資産ではないが、複数の資産グループ等を含む部門全体のキャッシュ・フローの生成に寄与するとし、これも共用資産となる。共用資産に減損の兆候のある場合、別途資産のグルーピングの方法が 2 つ設けられており、原則として(1)が適用される。

(1) 共用資産が関連する複数の資産又は資産グループに共用資産を加えたより大きな単位で行う方法（以下、より大きな単位でグルーピングを行う方法）

(2) 共用資産の帳簿価額を各資産又は資産グループに配分する方法（以下、帳簿価額を配分する方法）

(1) より大きな単位でグルーピングを行う方法

この方法による場合、減損損失の認識の判定は、共用資産が関連する資産又は資産グループに減損の兆候がある場合、当該資産又は資産グループごとに行い、その後、より大きな単位で行う（減損会計基準注解 7）。共用資産を含まない資産又は資産グループに減損の兆候がない場合でも、共用資産に減損の兆候があるときには、より大きな単位で減損損失を認識するかどうかの判定を行う。

より大きな単位で減損損失の認識を判定する場合には、共用資産を含まない各資産又は資産グループにおいて算定された減損損失控除前の帳簿価額に共用資産の帳簿価額を加えた金額と、より大きな単位から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額を比較する。割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、減損損失を認識する（適用指針第 48 項(2)）。

設例 5. より大きな単位でグルーピングを行う方法

資産グループ A、B の帳簿価額は 350 と 260、共用資産の帳簿価額は 200 であった。資産グループ A、B に減損の兆候があり、割引前将来キャッシュ・フローは 400 と 230 であった。また、共用資産にも減損の兆候があり、資産グループ A、B に共用資産を含むより大きな単位での割引前将来キャッシュ・フローは 770 であった。また、資産グループ B の回収可能価額は 210 であり、共用資産を含むより大きな単位

での回収可能価額は 690 であった。

〈考察〉

第 1 段階：各資産グループにおける減損損失の判定及び測定

資産グループ A の割引前将来キャッシュ・フローは、帳簿価額を上回るため、減損損失は認識されない。資産グループ B の割引前将来キャッシュ・フローは、その帳簿価額を下回っているため、減損損失を認識すべきであると判定される。このため、資産グループ B の帳簿価額 260 を回収可能価額 210 まで減額し、減損損失 50 を当期の損失とする。

表 1. より大きな単位でグルーピングする方法（第 1 段階）

	資産グループ A	資産グループ B
(1) 帳簿価額	350	260
(2) 割引前将来キャッシュ・フロー	400	230
(3) 減損損失の認識	しない	する
(4) 回収可能価額	—	210
(5) 減損損失	—	50
(6) 第 1 段階後の帳簿価額	350	210

出所：筆者作成

第 2 段階：共用資産を含む、より大きな単位での減損損失の認識の判定及び測定

共用資産にも減損の兆候があるため、共用資産を含む、より大きな単位での割引前将来キャッシュ・フロー 770 と減損損失控除前の帳簿価額に共用資産の帳簿価額を加えた金額 810 を比較し、減損損失を認識するかどうかを判定する。この結果、当該割引前将来キャッシュ・フローは、それらの帳簿価額の合計金額を下回っているため、減損損失を認識すべきであると判定され、それらの回収可能価額 690 まで減額する。この際、減損損失 120 のうち、資産グループ B に係る減損損失 50 を控除した減損損失の増加額 70 は、原則として、共用資産に配分する。

表 2. より大きな単位でグルーピングする方法（第 2 段階）

	資産グループ A	資産グループ B	共用資産	共用資産を含むより大きな単位での合計
(1) 帳簿価額	350	260	200	810
(2) 割引前将来キャッシュ・フロー				770
(3) 減損損失の認識				する
(4) 回収可能価額				690
(5) 減損損失				120
(6) 共用資産を加えた減損損失増加額				70

出所：筆者作成

(2) 帳簿価額を配分する方法

この方法を採用するためには、共用資産の帳簿価額を各資産又は資産グループに配分して管理会計を行っている等、共用資産の帳簿価額を当該共用資産に関連する各資産又は資産グループに当該合理的な配賦基準で配分することができる必要があり、ほとんどはより大きな単位でグルーピングする方法が採用されている。

この方法を採用した場合、共用資産の帳簿価額を共用資産に関連する各資産又は資産グループに配分したうえで減損損失を認識するかどうかを判定し、各資産又は資産グループの帳簿価額に共用資産の帳簿価額を配分した額を加えた金額を回収可能価額まで減額する。

帳簿価額に基づく比例配分等の合理的な方法により、共用資産の配分額を含む当該資産グループの各構成資産に配分する（適用指針第 26 項）。なお、この方法を採用した場合、翌期以降の会計期間においても同じ方法を採用する必要がある（適用指針第 49 項）。

設例 6. 帳簿価額を配分する方法

資産グループ A、B における帳簿価額はそれぞれ 200、350 であり、共用資産のうち、本社ビル等の土地及び建物を各事業に関連する面積で按分した帳簿価額はそれぞれ 75、125 であった。また、それ以外の器具備品については固定資産台帳上の使用区分を用いて配分した結果、帳簿価額はそれぞれ 30、50 であり、配分後の資産グループ A、B の帳簿価額は、それぞれ 305、525 である。

〈考察〉

第 1 段階：減損の認識の判定及び測定

配分後の資産グループ A、B に減損の兆候があり、共用資産の帳簿価額配分後の資産グループ A、B の割引前将来キャッシュ・フローはそれぞれ 290、500 でその帳簿価額を下回っているため減損損失を認識すべきであると判定する。次に、共用資産配分後の資産グループ A、B の回収可能価額がそれぞれ 250、380 であった場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を当期の損失とする。

表 3. 帳簿価額を配分する方法（第 1 段階）

	資産グループ A	資産グループ B	共用資産	合計
(1) 帳簿価額	200	350	280	830
(2) 共用資産の配分額	105	175	▲280	0
(3) 配分後の帳簿価額	305	525	0	830
(4) 割引前将来キャッシュ・フロー	290	500		
(5) 減損損失の認識	する	する		
(6) 回収可能価額	250	380		
(7) 減損損失	55	145		200
(8) 減損処理後帳簿価額	250	380		630

出典：筆者作成

第 2 段階：減損損失の配分

次に、共用資産の帳簿価額を配分した各資産グループにおいて認識された減損損失は、(1)帳簿価額に基づき、資産グループと共用資産に配分する。

表 4. 帳簿価額を配分する方法（第 2 段階）

	減損損失	資産グループへの配分	共用資産への配分
資産グループ A	55	36	19
資産グループ B	145	96	49
合計	200	—	68

出典：筆者作成

2. のれんの取り扱い

a. のれんの会計処理

企業結合により生じたのれん⁵⁾について、原則としては資産に計上し、20 年以内のその効果の及ぶ期間にわたって定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する（企業結合会計基準第 32 項）とされている。ただし、のれんの未償却残高については減損処理の対象となり、特に、次の場合には、企業結合年度においても減損の兆候が存在すると考えられるときがあるとされている（企業結合会計基準第 109 項）。

- ① 取得原価のうち、のれんやのれん以外の無形資産に配分された金額が相対的に多額になる場合
- ② 被取得企業の時価総額を超えて多額のプレミアムが支払われた場合や、取得時に明らかに識別可能なオークション又は入札プロセスが存在していた場合

なお、のれんの減損損失を認識すべきであるとされた場合には、減損損失として測定された額を特別損失に計上することになる（企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針第 77 項）。

b. のれんの減損処理と資産のグルーピング

減損の兆候がある場合、のれんを含まない資産グループにおいて算定された減損損失控除前の帳簿価額に、のれんの帳簿価額を加えた金額と割引前将来キャッシュ・フローの総額とを比較して減損損失認識の判定をする。のれんは企業結合において支払った取得価額のうち、特定の資産に配分できないものを指し、取得した事業の超過収益力を示すとはいえ、のれん単独では独立したキャッシュ・フローを生み出さないため、割引前将来キャッシュ・フローの計算を行う事ができない。よって、のれんは共用資産と同様、グルーピング単位をどのように設定するかが重要となる。

c. グルーピングの手続き

のれんに係る資産のグルーピングについても、一般に、のれんの帳簿価額を合理的な基準で各資産グループに配分することは困難であると考えられるため、共用資産と同様に扱う。つまり、のれんが帰属する事業に関連する複数の資産グループにのれんを加えた、より大きな単位でグルーピングを行う。しかし、のれんの帳簿価額を関連する複数の資産グループに合理的な方法で配分できる場合には以下のように処理を行う事ができる（減損会計基準二 8）。

- ① のれんを認識した取引において取得された事業の単位が複数である場合には、のれんの帳簿価額を合理的な基準に基づき分割する。
- ② 分割されたのれんを含む、より大きな単位に減損の兆候がある場合、減損損失の認識の判定及び測定は、原則として、のれんが帰属する事業に関連する複数の資産グループにのれんを加えた、より大きな単位で行う。

①については、複数の事業が取得されたケースを想定しており、この場合に複数の事業を一括して減損処理の対象とすることは適切ではないため、事業の単位に応じてその帳簿価額を分割する必要がある。

のれんの帳簿価額の分割についての単位は、取得の対価が概ね独立して決定され、かつ、取得後も管理会計上独立した業績報告が行われる単位⁶⁾とするとしている（減損会計基準注解 9）。次に分割の方法としては、のれんが認識された取引において取得された事業の取得時における時価の比率に基づいて行う方法その他合理的な方法によることとしている（減損会計基準注解 10）。この分割方法には、取得された事業の取得時における時価と当該事業の純資産（資産総額と負債総額の差額）の時価との差額の比率に基づいて行う方法等が含まれるが、この差額は取得された事業ごとののれんの金額にあたる。つまり、事業ごとののれんのごとの金額の大きさに基づいてのれんの帳簿価額の分割を行う方法であるといえる。②で示されている、より大きな単位でグルーピングを行う場合、次の手順で減損の認識、減損損失の測定を行う。

- i. のれんを含まない各資産グループにおいて、減損の認識判定と減損損失の測定を行う。ある資産グループの割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較して割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合、その資産グループの減損損失を認識する。
- ii. のれんの減損の兆候⁷⁾を確認した場合、のれんを含むより大きな単位で、割引前将来キャッシュ・フローの総額と各資産グループで認識された減損損失控除前の帳簿価額とを比較し、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合には、より大きな単位において減損損失を認識することになる。
- iii. より大きな単位の減損損失は、より大きな単位の帳簿価額と回収可能価額の差額で計算され、そこから、i で計算したのれんを含まない資産グループの減損損失を控除した額がのれんの減損損失となる。ただし、減損損失の額がのれんの帳簿価額を超過する場合には、その超過額を回収可能額まで他の資産グループに配分することになる。

設例 7： のれんについてグルーピングを行う方法

企業結合により事業Ⅰと事業Ⅱが取得され、のれん（帳簿価額 160）が認識されている。のれんが認識された時点の事業Ⅰと事業Ⅱの時価は、750 と 1,250 であった。事業Ⅰと事業Ⅱは管理会計上独立した業績報告が行われている。

事業Ⅰには関連する資産グループ A と資産グループ B があり、それぞれの帳簿価額は 400 と 300 である。資産グループ A と B のそれぞれの割引前将来キャッシュ・フローは 380 と 310 であった。事業Ⅰに属するのれんを含む、より大きな単位での割引前将来キャッシュ・フローは 740 である。また、資産グループ A と B のそれぞれの回収可能価額は 240 と 150 である。事業Ⅰに属するのれんを含む、より大きな単位での回収可能価額は 560 であった。

第 1 段階： のれんの帳簿価額の分割

のれんの帳簿価額をのれんが認識された時点の事業Ⅰと事業Ⅱの時価の比率で分割すると、事業Ⅰが

60、事業Ⅱが100であった。事業Ⅰに配分されたのれんに減損の兆候があった。

第2段階：各資産グループにおける減損損失の判定及び測定

資産グループAの割引前将来キャッシュ・フローは帳簿価額を下回るため、減損損失を認識すべきと判定される。よって、資産グループAの帳簿価額400を回収可能価額240までに減額し、減損損失160を当期の損失とする。資産グループBの割引前将来キャッシュ・フローは帳簿価額を上回るため、この段階では減損損失を認識しない。

表5. のれんに係る資産のグルーピング（第2段階）

	資産グループA	資産グループB
(1) 帳簿価額	400	300
(2) 割引前将来キャッシュ・フロー	380	310
(3) 減損損失の認識	する	しない
(4) 回収可能価額	240	150
(5) 減損損失	160	—
(6) 第2段階後の帳簿価額	240	300

出所：筆者作成

第3段階：のれんを含むより大きな単位での減損損失の判定及び測定

のれんを含むより大きな単位に、割引前将来キャッシュ・フローの総額740が各資産グループで認識された減損損失控除前の帳簿価額760を下回っているため、減損損失を認識すべきであると判定され、回収可能価額の560まで減額する。この際、減損損失の200のうち、資産グループAに係る減損損失160を控除した減損損失の増加額40は原則としてのれんに配分する。

表6. のれんに係る資産のグルーピング（第3段階）

	資産グループA	資産グループB	事業Ⅰののれん	のれんを含むより大きな単位での合計
(1) 帳簿価額	400	300	60	760
(2) 割引前将来キャッシュ・フロー				740
(3) 減損損失の認識				する
(4) 回収可能価額				560
(5) 減損損失				200
(6) 減損損失増加額				40
(7) 第1段階後の帳簿価額	240	300	60	600
(8) のれんに係る減損損失			40	40
(9) 減損処理後の帳簿価額	240	300	20	560

出所：筆者作成

VII. おわりに

本稿では減損会計における手続きの中でも資産のグルーピングに着目し、資産のグルーピングにまつわる会計規制と具体的な手続きを説明し、それに基づいて設例を用いて業種別の処理方法や特徴、共用資産やのれんの取り扱いについて考察を行った。設例を考察する上で、企業の管理会計や投資意思決定と整合性のある事を重視した結果、資産のグルーピングの手順は同じでも、業種別の特徴が見られた。製造業のケースでは一定規模以上の会社であれば、複数製品・複数工場・複数地域で製造される事が多いため、機能別、製品別、地域別の区分を基礎として、工場が資産のグルーピングの単位⁸⁾となる。また建設業の場合、資産のグルーピングの単位は工事現場ではなく、支店や営業所といった営業拠点がグルーピングの単位となり、不動産業の場合、不動産販売業は損益管理を行っている最小の単位である支店などがグルーピングの単位となる。不動産賃貸業は物件が最小のグルーピングの単位となる。卸売業の場合、ある商品の販売事業を複数の営業店舗にまたがって行う場合があるが、この場合においてグルーピングの単位となるのは各営業店舗である。小売業の場合、営業店舗が資産のグルーピングの単位となり、地域ごとに配置されている物流センターはその地域の共用資産となる。次に、すべての資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与する資産である共用資産及びのれんについては、別途資産のグルーピングの方法が設けられており、それについても設例を用いて考察を行った。

ここまで設例を用いて実務的に資産のグルーピングについて検討を行ってきたが、減損の兆候の識別以降の手続きに与える影響について考えざるを得ない。図1のように減損処理の手続きを踏んでいくが、最初の資産のグルーピングの段階で、減損の有無やその金額をイメージできてしまう。よって、理想としては企業の管理会計や投資意思決定との整合性を重視して資産のグルーピングを行うべきであるが、最終的な減損損失から逆算して意図的なグルーピングが行われる可能性は否めない。今後は上場企業を対象とし、EDINET等の開示情報の中から資産のグルーピングの実施状況の事例を研究していき、実態の把握と問題点を明らかにしたい所存である。

本稿は、科学研究費若手(B)「我が国ののれんの減損処理の開示実態と会計基準の遵守の程度と範囲について」(課題番号 25780301)の研究成果の一部である。

引用文献、注

¹⁾国際的な会計基準をめぐる議論は、1970年代以降長年にわたり「調和化(Harmonization)」に関する議論として展開されてきたが、2006年以降、わが国の会計基準の設定において現実に進められているのは、国際会計基準審議会が公表する国際会計基準・国際財務報告基準と日本基準との「統合・収斂(Convergence)」である。さらに2009年からは、IFRSの「採用・導入(Adoption)」が議論されるようになってきている(平松, 2010)。

²⁾岡崎英一:「我が国の減損会計処理に関する一考察—減損損失と営業外収益および特別利益の関係を巡って—」、『福井大学教育地域科学学部紀要(社会科学)』2(2011) 87-112。

³⁾西田俊之:「特別解説 企業会計基準適用指針第6号『固定資産の減損に係る会計基準の適用指針』の解説」、『税経通信』1(2004) 179-189。

⁴⁾共用資産については第VI節を参照のこと。

⁵⁾企業結合で生じるのれんには貸方差額としての負ののれんも存在するが、本稿では借方差額の正ののれんについて説明を行うことにする。

⁶⁾このような単位が一つしかない場合、のれんの帳簿価額を分割する必要はない。

⁷⁾のれんを含むより大きな単位について、減損会計基準に例示されている4つの兆候のいずれかがある場合には、のれんの減損の兆候があると考える(適用指針第17項)。4つの兆候については図1を参照のこと。

⁸⁾一つの工場で複数の製品が製造される場合、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立した最小

の単位で認められる場合には、生産ラインごとのグルーピングを行うことになる。

参考文献

- 荒木和郎：「第 11 回 Q&A で分かる減損会計」、『週刊経営財務』No.2672 (2004) 10-15.
- 伊藤嘉章：「業種別 減損会計実務のポイントと事前対策 製造業」、『税務弘報』5 (2004) 120-125.
- 企業会計審議会『固定資産の減損会計に係る会計基準』(2002).
- 企業会計基準委員会『固定資産の減損会計に係る会計基準の適用指針』(2003).
- ：『企業結合に関する会計基準』(2013).
- ：『企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針』(2013)
- 白田英生，山田円：「業種別減損会計実務のポイントと事前対策 卸売業・小売業」、『税務弘報』5 (2004) 126-127.
- 谷田兼一：「固定資産の減損会計と巡る論点」、『社会システム研究』11 (2013) 165-181.
- 田村剛：「業種別減損会計実務のポイントと事前対策 建設業・不動産業」、『税務弘報』5 (2004) 112-119.
- 西田俊之：「減損会計の早期適用～資産のグルーピングを中心に、具体的適用について考える～」、『JICPA ジャーナル』No.596 (2005) 29-35.
- 平松一夫：「国際会計基準のアドプションに向けた日本の対応：経緯と問題点」、『商学論究』58 (1) (2010) 1-18.

流通科学大学リサーチレター発行一覧

No.	著者	タイトル	発行年月
1	福井 誠	企業におけるEnterprise2.0導入の成功要因 －IBMのJamと久米繊維工業の事例による－	2008年2月
2	山下 貴子 中村 隆	家計の金融資産選択行動分析 Ⅰ－ベイズ型コウホート分析の適用－	2008年2月
3	濱本 隆弘	企業の社会貢献を学ぶケース - パタゴニア -	2008年5月
4	東 利一	コト・マーケティング - 顧客をコトとして捉える -	2008年9月
5	横山 斉理 柳 到亨	東アジアの商業における事業継承の実態に関する比較調査	2008年11月
6	清水 信年	ミラノサローネ2008への日本企業出展に関する評価記事編纂	2009年2月
7	安 熙錫	日本企業の海外経営 Ⅰ－ベトナムの事例Ⅰ－	2009年12月
8	白 貞壬	木製組み立て家具製造小売の商品構成に関する一考察	2010年3月
9	白 貞壬	Historical Analysis on the First Japanese Home Furnishing Chain Store of Nitori	2010年3月
10	山下 貴子 中村 隆	家計の金融資産選択行動分析 Ⅱ－ベイズ型コウホート分析を用いた日米比較Ⅰ－	2010年3月
11	山下 貴子	リーマン・ショック後の金融資産選択行動	2010年3月
12	本間 利通	内部通報制度の導入状況	2010年5月
13	高橋 広行	外資系企業の現地適応に関する一考察 Ⅰ－LUSH(ラッシュ)の事例を通じてⅠ－	2012年3月
14	孫 美灵	企業側の視点からみた内部統制制度の導入	2012年5月
15	高橋 広行 岡山 武史	リテール・ブランド構築モデルの検討	2012年6月
16	崔 相鐵	Why does Lotte Shopping of Korea go global? :Birth of hybrid retailer and its business development for global retailer	2013年1月
17	孫 美灵	内部統制制度の導入効果に関する一考察	2013年3月
18	白 貞壬	How Do We See the Success of a Foreign Retailer in a Mature Retail Market? :Interaction between Costco and Japanese Consumers	2014年3月
19	山下 貴子 中村 隆	リーマン・ショック後の米国家計金融資産選択行動	2014年3月